

高知県公報

発 行 高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日 毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の再開の届出 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	2
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	3
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	3
公 告	
○市町村営土地改良事業の計画の変更の適否決定 (農業基盤課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (5件) <9・17揭示>	4
○収用の裁決手続の開始の決定 (3件)	4
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定 (4件)	5

規 則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第78号

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則(平成12年高知県規則第113号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第2項の規定により立入検査又は質問をする職員が携帯するその」を「第9条第3項の」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

<div data-bbox="1211 248 1406 296" data-label="Text"><p>写真はり付け箇所</p></div> <div data-bbox="1211 248 1406 501" data-label="Image"></div>	<div data-bbox="1444 292 1505 414" data-label="Text"><p>所属 職名 氏名</p></div>	<div data-bbox="1612 248 1736 279" data-label="Text"><p>身分証明書</p></div>	<div data-bbox="1904 201 2083 229" data-label="Text"><p>第 号</p></div>
	<div data-bbox="1189 531 2105 592" data-label="Text"><p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。</p></div>		<div data-bbox="1879 422 2083 451" data-label="Text"><p>年 月 日生</p></div>
		<div data-bbox="1856 670 2083 699" data-label="Text"><p>年 月 日発行</p></div>	
		<div data-bbox="1680 857 1809 885" data-label="Text"><p>高知県知事</p></div>	<div data-bbox="2007 857 2047 885" data-label="Image"></div>

(裏面)

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)
(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 略

2 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第15条・第16条 略

第17条 第9条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 略

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 略

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

3 略

第19条・第20条 略

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。
2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第604号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の再開について次のとおり届出があった。

平成21年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 再開年月日
身体障害者療護 南国市左右山290番地の2 平21・7・23
施設国府寮診療所

高知県告示第605号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年8月31日	医療法人仁心会石川記念病院 吾川郡いの町波川77番地	石川記念病院 吾川郡いの町波川77番地 介護予防認知症対応型通所介護
平成20年12月31日	竹本 真夫	竹本歯科診療所 香美市土佐山田町東本町二丁目2番45号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	岡西 静雄	岡西歯科診療所 香美市土佐山田町神母ノ木377番地8

		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	有限会社レイホク薬局 長岡郡本山町本山580番地1	有限会社レイホク薬局 長岡郡本山町本山580番地1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	小谷 喜貞	小谷歯科診療所 幡多郡黒潮町上川口877番地 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成21年3月1日	株式会社C I J ウェーブ 東京都台東区上野五丁目1番1号 文昌堂ビル5階	デイサービスセンターしまんと 四万十市具同田黒三丁目8番10号 通所介護 介護予防通所介護
〃	有限会社ファイブ・エコ 高岡郡日高村下分1312番地3	デイサービスセンターかっぱつはっち日高 高岡郡日高村九頭字西岡157番地2 通所介護 介護予防通所介護
平成21年3月31日	特定医療法人仁生会 ほそぎ東部クリニック 高知市介良乙3034番地1	デイサービスアットホームいなぶ 南国市稲生1305番地4 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	ケアサポートセンターいなぶ 南国市稲生1305番地4 居宅介護支援
〃	有限会社四季 高知市春野町弘岡中	居宅介護支援事業所「なごみ」

	357番地7	土佐市高岡町甲73番地1 居宅介護支援
〃	有限会社グリーン 高知市鴨部三丁目1番47-101号	グリーン薬局 土佐市高岡町甲757番地3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成21年4月1日	社会福祉法人四万十市社会福祉協議会 四万十市右山五月町8番3号	四万十市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 四万十市右山五月町8番3号 居宅介護支援
〃	財団法人中芸介護公社 安芸郡奈半利町乙440番地1	訪問入浴でのひら 安芸郡奈半利町乙440番地1 訪問入浴介護
〃	医療法人仁生会 高知市越前町一丁目10番17号	日高クリニック・訪問リハビリテーション 高岡郡日高村本郷滝の前7番地 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
平成21年4月30日	特定非営利活動法人NPOクリア 高知市高見町192番5号	ケアプランセンターFair 南国市駅前町一丁目4番11号 山下アパート2階201号 居宅介護支援

高知県告示第606号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
----------	-------	-----	-----

平21高知県1第8号 盛司（全和褐原96） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	吾川郡いの町岡林 正純	高岡郡佐川町高知県畜産試験場
平21高知県1第27号 山嶺（全和褐原106） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	安芸郡田野町池地 伸之

高知県告示第607号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量数値地形図作成（高知海岸平面図作成）
- 2 作業期間
平成21年9月8日から平成22年3月30日まで
- 3 作業地域
高知市及び土佐市の各一部（主に海岸沿い）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、津野町の行う土地改良事業（津野地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年10月2日から同年11月2日まで
- 3 縦覧場所
津野町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年7月22日 21高都計第234号	南国市東崎木ノ本 667番2ほか	南国市東崎669番地 池川 真妃

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管している

ので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年10月8日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年9月17日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成21年9月16日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字高川原割1499番ワ及び1501番26の土地の所有者

不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明

矢野金吾

矢野金吾の住所が吾川郡仁西村西畑84番屋敷に確定した場合の所有者のうち次の者

住所及び氏名不明

亡矢野金吾の相続人

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管している

ので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年10月8日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年9月17日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成21年9月16日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字高川原割1500番17及び1501番15の土地の所有者

不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明

野村市右衛門

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管している

ので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年10月8日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年9月17日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成21年9月16日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字高川原割1500番38及び1501番11の土地の所有者のうち次の者

住所不明

柳井スエノ

住所及び氏名不明

亡柳井スエノの相続人

住所不明

柳井直澄

住所不明

柳井百合子

住所不明

柳井壽澄

住所及び氏名不明

亡柳井壽澄の相続人

住所及び氏名不明

亡柳井直澄の相続人

住所及び氏名不明

亡柳井百合子の相続人

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管している

ので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年10月8日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年9月17日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成21年9月16日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字高川原割1503番17の土地の所有者

不明。ただし、登記名義人

住所不明。ただし、登記簿上の住所

吾川郡春野町森山115番屋敷

吉川清明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管している

ので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年10月8日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年9月17日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成21年9月16日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字行弘割1508番ユの土地の所有者

不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明

矢野初次

矢野初次の住所が吾川郡仁西村西畑88番屋敷に確定した場合の所有者のうち次の者

住所不明

矢野富子

住所及び氏名不明

亡矢野富子の相続人

住所不明

矢野英雄

住所及び氏名不明

亡矢野英雄の相続人

住所不明

矢野臣

住所及び氏名不明

亡矢野臣の相続人

住所不明

矢野迪

住所及び氏名不明

亡矢野迪の相続人

住所不明

矢野天里

住所及び氏名不明

亡矢野天里の相続人

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年10月2日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川仁淀川水系波介川改修工事（波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地

内まで)
 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川原割	1501番	原野	原野	102㎡	109.14㎡	109.14㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
 不明。ただし、登記簿表題部所有者住所不明 野村市右衛門
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成21年9月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年10月2日
 高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
 国土交通大臣
- 2 事業の種類
 一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山内地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 高知市春野町西畑地内

字	地番	地目	地積	裁決手続の開始を

字	地番	登記簿	現況	登記簿	実測	決定した土地の面積
高川原割	1501番26	原野	原野	52㎡	55.64㎡	55.64㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
 不明。ただし、登記簿表題部所有者住所不明 矢野金吾
 なお、矢野金吾の住所が吾川郡仁西村西畑84番屋敷に確定した場合
 亡矢野金吾相続人不明。ただし、判明している相続人 玉木 清美
 土佐市高岡町丙330番地
 居所不明。ただし、住民票住所 兵庫 県伊丹市南野北三丁目2番16号 高吉 郁子
 高知市長浜5183番地14 中岡 日出子
 高知市長浜5183番地51 増本 美佐
 土佐市高岡町乙132番地6 福留 香代子
 土佐市高岡町丙266番地4 玉木 崇司
 高知市春野町仁ノ3198番地 田村 靖一
 高知市上里423番地 吉本 勝
 土佐市波介1319番地 玉木 彩子
 土佐市波介1319番地 玉木 正人
 土佐市波介1906番地1 玉木 幹彦

又は
 土地・家屋課税台帳登載者
 高知市春野町西畑1011番地 堀内 美枝

- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成21年9月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年10月2日
 高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称

- 国土交通大臣
- 2 事業の種類
 一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山内地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川原割	1503番17	原野	原野	16㎡	17.12㎡	17.12㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
 不明。ただし、登記名義人 吾川郡春野町森山115番屋敷 吉川 清明
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成21年9月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年10月2日
 高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
 国土交通大臣
- 2 事業の種類
 一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山内地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川原割	1499番ワ	原野	原野	783㎡	837.81㎡	62.44㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川原割	1499番ワ	原野	原野	783㎡	837.81㎡	3.15㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 矢野金吾
なお、矢野金吾の住所が吾川郡仁西村西畑84番屋敷に確定した場合
亡矢野金吾相続人不明。ただし、判明している相続人
土佐市高岡町丙330番地 玉木 清美
居所不明。ただし、住民票住所
兵庫県伊丹市南野北三丁目2番16号 高吉 郁子
高知市長浜5183番地14 中岡 日出子
高知市長浜5183番地51 増本 美佐
土佐市高岡町乙132番地6 福留 香代子
土佐市高岡町丙266番地4 玉木 崇司

高知市春野町仁ノ3198番地
高知市上里423番地
土佐市波介1319番地
土佐市波介1319番地
土佐市波介1906番地1

田村 靖一
吉本 勝
玉木 彩子
玉木 正人
玉木 幹彦

- 又は
土地・家屋課税台帳登載者
高知市春野町西畑1011番地 堀内 美枝
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年9月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
平成21年10月2日
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地区内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川原割	1500番17	原野	原野	393㎡	420.49㎡	111.61㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川原割	1500番17	原野	原野	393㎡	420.49㎡	1.68㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 野村市右衛門
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年9月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
平成21年10月2日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地区内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	

高川 原割	1500番 38	原野	原野	390㎡	417.32㎡	224.81㎡
	1501番 11	原野	原野	102㎡	109.14㎡	109.14㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川 原割	1500番 38	原野	原野	390㎡	417.32㎡	2.26㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名
亡柳井熊吉相続人
- (1) 持分3分の1 柳井スエノ 生死不明。ただし、
ア 柳井スエノが生存している場合
住所不明 持分3分の1 柳井 スエノ
イ 柳井スエノが死亡している場合
持分3分の1 亡柳井スエノ相続人不明。ただし、判明している相続人
住所不明 柳井 直澄
住所不明 柳井 百合子
- (2) 土佐市積善寺332番地 持分45分の1 矢野 幸子
- (3) 土佐市高岡町甲1967番地の3
持分45分の1 猪野 幸信
- (4) 兵庫県宝塚市米谷一丁目27番9号
持分45分の1 山崎 友子
- (5) 大阪府大阪市淀川区西三国二丁目2番18-1202号
持分15分の1 久保 美納恵

- (6) 東京都中野区新井一丁目35番3号 コーポエルデ102号
持分15分の1 今村 俊次
- (7) 埼玉県入間市高倉五丁目8番15号
持分15分の1 今村 宏行
- (8) 持分15分の2 柳井壽澄 生死不明。ただし、
ア 柳井壽澄が生存している場合
住所不明 持分15分の2 柳井 壽澄
イ 柳井壽澄が死亡している場合
持分15分の2 亡柳井壽澄相続人不明。ただし、
亡柳井壽澄の相続人
- (9) 持分15分の2 柳井直澄 生死不明。ただし、
ア 柳井直澄が生存している場合
住所不明 持分15分の2 柳井 直澄
イ 柳井直澄が死亡している場合
持分15分の2 亡柳井直澄相続人不明。ただし、
亡柳井直澄の相続人
- (10) 持分15分の2 柳井百合子 生死不明。ただし、
ア 柳井百合子が生存している場合
住所不明 持分15分の2 柳井 百合子
イ 柳井百合子が死亡している場合
持分15分の2 亡柳井百合子相続人不明。ただし、
亡柳井百合子の相続人

- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年9月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年10月2日
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目	地積	裁決手続

字	地番	地目		地積		の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
行弘 割	1508番 ユ	原野	原野	277㎡	296.37㎡	264.91㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
行弘 割	1508番 ユ	原野	原野	277㎡	296.37㎡	1.56㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 矢野初次
なお、矢野初次の住所が吾川郡仁西村西畑88番屋敷に確定した場合
亡矢野初次相続人
- (1) 持分5分の1 矢野富子 生死不明。ただし、
ア 矢野富子が生存している場合
住所不明 持分5分の1 矢野 富子
イ 矢野富子が死亡している場合
持分5分の1 亡矢野富子相続人不明。ただし、
亡矢野富子の相続人
- (2) 持分5分の1 矢野英雄 生死不明。ただし、
ア 矢野英雄が生存している場合
住所不明 持分5分の1 矢野 英雄
イ 矢野英雄が死亡している場合

- 持分5分の1 亡矢野英雄相続人不明。ただし、
亡矢野英雄の相続人
- (3) 持分5分の1 矢野臣 生死不明。ただし、
ア 矢野臣が生存している場合
住所不明 持分5分の1 矢野 臣
イ 矢野臣が死亡している場合
持分5分の1 亡矢野臣相続人不明。ただし、
亡矢野臣の相続人
- (4) 持分5分の1 矢野迪 生死不明。ただし、
ア 矢野迪が生存している場合
住所不明 持分5分の1 矢野 迪
イ 矢野迪が死亡している場合
持分5分の1 亡矢野迪相続人不明。ただし、
亡矢野迪の相続人
- (5) 持分5分の1 矢野天里 生死不明。ただし、
ア 矢野天里が生存している場合
住所不明 持分5分の1 矢野 天里
イ 矢野天里が死亡している場合
持分5分の1 亡矢野天里相続人不明。ただし、
亡矢野天里の相続人
- 又は
土地・家屋課税台帳登載者
高知市春野町西畑981番地 矢野 汜子
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利
の種類
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年9月16日